

毎週火、金曜日発行(但休日
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可)

鳥取県公報

目次

◆選管告示 参議院議員選挙における選挙長等の選任

右選挙に用いる投票用紙等

選舉公報掲載文の申請期限等

立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う
右選挙において調製する補充選挙人名簿等

立会演説会の開催計画

選挙会並びに選挙分会の場所等

選挙公報掲載文の掲載順序

候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を
きめるくじを行う場所等

候補者の選挙運動に関する支出金の制限額

立会演説会を開催する市の単位の区域

◆参院地方選挙長告示 地方選出議員の選挙において
各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十
人をこえる場合のくじを行う日時等

◆参院全国選挙長告示 全国〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙
及び全国選出議員選挙における選挙長及び選挙分会长並
びに選挙長及び選挙分会会长の職務代理者をそれぞれ次の
とおり選任した。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 職 名 住 所 氏 名

選挙長 八頭郡若桜町大字若桜 圓井潔

選挙長職務代理者 鳥取市東町一丁目二百十三番 中川一郎

選挙分会长 八頭郡若桜町大字若桜 圓井潔

選挙分会长 地鳥取市東町一丁目二百十三番 中川一郎

二 選挙長及び選挙分会长の執務場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

昭和三十四年六月二日執行の参議院議員通常選挙に用

いる投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におけるべき印等をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 投票用紙におけるべき鳥取県選挙管理委員会の印は、

刷込式とする。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におけるべき印は、

当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

三 投票用紙、仮投票用封筒及び不在者投票用封筒の文

字は、参議院地方選出議員選挙については黒色とし、

参議院全国選出議員選挙については赤色とする。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十五号

昭和三十四年六月二日執行の参議院議員通常選挙について調製する補充選挙人名簿の調製、総覽、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び申

請の期間をそれぞれ次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 調製現在期日

昭和三十四年五月十五日

二 申請の期間及び申請の方法

昭和三十四年五月十六日から五月二十日までに住所地の市町村選挙管理委員会に文書で申請すること。

三 調製期間

昭和三十四年五月二十一日から五月二十三日まで

四 総覽期間

昭和三十四年五月二十四日から五月二十七日まで

五 異議の申立期間

総覽期間中

六 異議の決定期限

昭和三十四年五月二十九日

七 確定期日

昭和三十四年五月三十日

鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における選挙公報掲載文の申請期限並びに掲載順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 申請期限

昭和三十四年五月十九日

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

三 くじを行う場所

昭和三十四年五月十九日 午後五時十五分

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙について開催する立会演説会の演説の順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における立会演説会の開催計画を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 立会演説会の方法

二 候補者一人当たりの演説時間

四十分以内

三 一回の立会演説会において演説をすることができる

候補者の数

五人

四立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場

開催日時

開催市町村

会

場

五月 二十一日	午後 二時	米子市
五月 二十二日	午後 二時	境港市
五月 二十三日	午後 二時	日野町
五月 二十四日	午後 二時	溝口町
五月 二十五日	午後 二時	生山公会堂

五月 二十一日	午後 二時	江府町
五月 二十二日	午後 二時	根雨公会堂
五月 二十三日	午後 二時	江尾小学校
五月 二十四日	午後 二時	法勝寺小学校
五月 二十五日	午後 二時	就将小学校

五月 二十一日	午後 二時	赤崎町
五月 二十二日	午後 二時	淀江町
五月 二十三日	午後 二時	名和町
五月 二十四日	午後 二時	名和町
五月 二十五日	午後 二時	大篠津小学校

五月 二十一日	午後 二時	東郷町
五月 二十二日	午後 二時	三朝町
五月 二十三日	午後 二時	河北中学校
五月 二十四日	午後 二時	桜小学校
五月 二十五日	午後 二時	羽合中学校

五月 二十一日	午後 二時	青谷町
五月 二十二日	午後 二時	鹿野町
五月 二十三日	午後 二時	羽合町
五月 二十四日	午後 二時	日進小学校
五月 二十五日	午後 二時	浜村中学校

五月 二十一日	午後 二時	鹿野小学校
五月 二十二日	午後 二時	青谷小学校
五月 二十三日	午後 二時	谷中央中学校
五月 二十四日	午後 二時	若桜中学校
五月 二十五日	午後 二時	大東中学校

00473

第20号

6

昭和34年5月7日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第20号

昭和34年5月7日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第20号

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙及び全国選出議員選挙における選挙会並びに選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

2 日時 昭和三十四年六月六日 午後一時

二 選挙分会

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

1 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁

2 日時 昭和三十四年六月六日 午後一時十五分

五月二十六日	午後二時	岸本町
五月二十七日	午後七時三十分	米子市
五月二十七日	午後二時	米子市公会堂
五月二十八日	午後七時三十分	鴨川中学校
五月二十八日	午後二時	明倫小学校
五月二十八日	午後七時三十分	岩美町
五月二十八日	午後七時三十分	鳥取市

五月二十六日	午後二時	大幡小学校
五月二十七日	午後二時	米子市
五月二十七日	午後二時	米子市公会堂
五月二十八日	午後二時	鴨川中学校
五月二十八日	午後二時	明倫小学校
五月二十八日	午後二時	岩美中学校
五月二十八日	午後二時	遷喬小学校

00474

昭和34年5月7日 木曜日 鳥取県公報(号外) 第20号

一 くじを行う場所

鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 くじを行う日時

昭和三十四年五月十九日 午後五時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序をきめるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

一 くじを行う場所
鳥取市東町一丁目二二〇番地二 くじを行う日時
昭和三十四年五月二十一日 午後五時三十分

鳥取県選挙管理委員会事務局

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

候補者一人につき 六四五、五〇〇円

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員の選挙において、立会演説会を開催する市の単位の区域を次のとおり定めた旨、それぞれ市の選挙管理委員会から報告があつた。

昭和三十四年五月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

市名	単位	区	域
第一単位	修立校区、賀露校区、松保校区、南校区、美穂校区、吉校区、成実校区、尚德校区、五百石校区	遷喬校区、久松校区、稻葉校区、中ノ郷校区、米里校区、面影校区、倉田校区	立校区、千代水校区、豊実校区、未恒校区、大正校区、神戸校区、大和校区
第二単位	和田校区、富益校区、夜見校区	松保校区、中ノ郷校区、米里校区	松保校区、中ノ郷校区、米里校区
第三単位	大篠津校区、鴨校区、上小鴨校区、北谷校区、高茂校区、啟成校区、車尾校区、福原校区、加城校区、社校区、灘手校区	大篠津校区、鴨校区、上小鴨校区、北谷校区、高茂校区、啟成校区、車尾校区、福原校区、加城校区、社校区、灘手校区	大篠津校区、鴨校区、上小鴨校区、北谷校区、高茂校区、啟成校区、車尾校区、福原校区、加城校区、社校区、灘手校区
第四単位	西郷校区、河北校区	西郷校区、河北校区	西郷校区、河北校区

参議院地方選出議員選挙告示 選選長告示

参議院地方選出議員選挙選挙長告示第一号

昭和三十四年六月二日執行の参議院地方選出議員選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

参議院地方選出議員選挙選挙長 圓井潔

鳥取県選挙管理委員会事務局

二 日 時 昭和三十四年五月三十一日午前十時三十分

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

参議院全国選出議員選挙告示 選選長告示

参議院全国選出議員選挙選挙分会長告示第一号

一 場 所 鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県選挙管理委員会事務局
二 日 時 昭和三十四年五月三十一日午前十一時	

昭和三十四年六月二日執行の参議院全国選出議員選挙において、各候補者の届出にかかる選挙立会人の数が十人を超える場合のくじ及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる選挙立会人が三人以上ある場合のくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

昭和三十四年五月七日

参議院全国選出議員選挙選挙分会長 圓井潔